

はじめに

今、社会福祉法人制度の足下が揺れている。多くの社会福祉事業が措置制度から準市場⁽¹⁾における契約制度に転換され、大部分の社会福祉法人が他の多様な法人主体と同じ制度下のサービス市場に投げ込まれたからである。“孤高(?)”の位置にある宗教法人はともかく、一部の特区を除けば、独占的に学校教育法による学校の設置主体であり続ける学校法人と異なり、他の法人主体と同じ競争場裡に立つ社会福祉法人は、それらの多様な法人と比較され、社会福祉法人に対する制度上・税制上の特別扱いが否応なく問題とならざるを得ないのだ。先般、一部の社会福祉法人が多額の内部留保を有していることが報道されたことにより、このような意味での社会福祉法人の在り方がさらに世間の耳目を集めたのは記憶に新しい。

公益法人や各種の非営利法人のほか、営利企業の参入も認められる福祉サービスの準市場における社会福祉法人という特別の公益法人の存在は、何によって正当とされるのだろうか。否、そもそも営利企業も参入している社会福祉事業を行う社会福祉法人に“公益性”があると言えるのだろうか⁽²⁾。規制改革や市場競争を絶対視する論者は、イコールフットイングという観点から、社会福祉法人に対する規制や優遇を否定し、そのような特別の法人類型を認める必要はないと主張するかもしれない。

だが、果たしてそうなのだろうか。準市場化されたとはいえ、そこで取引されるのが人々の健康や生活の質に係わる福祉サービスである以上、むしろ社会福祉法人を含む、多様な主体が競い合いながらサービスを提供することはサービスの質や量を確保するうえで有効・有益なのではないか。出自を別にし、思いも異なる多様な主体が競合していることにより、広範で多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる可能性も広がるはずである。同じような発想しかできないような事業主体ばかりでは利用者ニーズに柔軟かつ適切に対応することが難しいことは、他のサービス分野を見れば容易に想像がつくだろう。

しかし、それだけでは社会福祉法人が税制上の優遇措置（法人税・固定資産税）を受けていることまで正当化することは困難である。社会福祉法人が税制優遇措置に値する法人類型であり続けるためには、準市場では対応できない、社会福祉法人に期待されている特別の役割を果たすことが求められるのではないか。おそらく、それは社会福祉法人の本来の役割というべきものに違いない。

社会福祉法人に期待されている本来の役割とは何か。それを考えるためには、社会福祉法人が創設されたときの立法趣旨を確認し、それが措置制度から準市場における契約制度への転換によってどう変容したか、あるいは近接する他の法人制度の改革によってどう影響を受けたかを分析する必要があるだろう。それらを踏まえ、社会福祉法人しかできない役割は何かを考え、それが他

の法人との比較において税制優遇に値するかを考えてみたい。

1. 創設時の社会福祉法人の性格

社会福祉法人制度は1951（昭和26）年の社会福祉事業法により創設されたが、当時の厚生省社会局長であった木村忠二郎は、その趣旨を「社会福祉事業の純粋性をたもち、公共性をたかめ、社会的信頼を得るため」と書いている（木村忠二郎『社会福祉事業法の解説』1951）。では、この「純粋性」・「公共性」とは何を意味しているのだろうか、純粋性と公共性はどのような関係にあるのだろうか。一見、尤もらしい言葉ではあるが、じっくり考えてみると、もうひとつ明確性を欠くような感じがする。それも道理で、1951年の社会福祉事業法は、GHQの公私分離原則に基づく「社会事業法改正案」（民間社会事業について定めた1938年の社会事業法の改正案）と憲法25条2項の要請を受けた「社会福祉事業基本法案」（公的社会福祉について定める新しい法律案）という2つの法案を一本化してできたものであり、結果として、1つの法律に異なる2つの要素が含まれてしまっているからである。すなわち、同法で定義する社会福祉事業には民間社会事業と公的福祉として行われる事業が混在して列挙されている一方、このような事業の内実の違いにもかかわらず、これらの社会福祉事業を行う主体は社会福祉法人に一本化されているのだ。

したがって、木村が言う「純粋性」とは、現行の社会福祉法61条（事業経営の準則）でも規定されているような、行政庁の関与や助成を受けずに社会事業家の創意により行われる民間社会事業の“純粋性”のことであり、他方、「公共性」とは、憲法25条2項に基づき行政庁が公的責任で行う社会福祉（事業）³の“公共性”を意味していると解するべきなのである。したがって、当然のことながら、純粋性と公共性の間には特段の関連はないのである。この異なる2つの要請に、当時の授産施設などに見られた乱脈経営の防止という観点も加えて創設されたのが社会福祉法人制度であった。

社会福祉法人制度の創設後、わが国の社会福祉制度は措置制度を中心に発展してきたが、それに伴い、社会福祉法人の性格も、民間法人として自ら社会（福祉）事業に取り組むというより、行政庁の委託を受けて公的福祉に従事するという側面が大きくなってきた。多くの社会福祉法人はもっぱら公的福祉のメニューのなかから、どれを行うか（行うか否かの自由はあるが、どのように行うかの自由はない）に関心を集中し、公的福祉のメニュー以外で自ら為すべきことを自ら考えて取り組むという姿勢は希薄になってきたのである。いわば「公共性」のある公的福祉（事業）を行う社会福祉法人がほとんどとなり、「純粋性」のある社会（福祉）事業を行う社会福祉法人は例外的な存在となったと言えるだろう。

2. 社会福祉基礎構造改革の忘れ物

行政庁の委託を受けて行う公的福祉（の事業）を担ってきた社会福祉法人に一大転換を迫った

のが2000年の社会福祉基礎構造改革（介護保険創設や障害福祉制度改革）であった。社会福祉法人は、それにより、行政サービスである措置の受託者から、準市場におけるサービス提供主体の1つへと転換したのである。この措置制度から契約制度への転換により、契約事業となった社会福祉事業の性格はどう変わったのだろうか。社会福祉法における社会福祉事業の定義規定を見ると、第1種と第2種の区分が見直されることはなく、根拠条文の表記が介護保険法や障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に変わったほか、そのままの形で列挙されている老人福祉法の事業も同法の定義には介護保険法を根拠とする旨が規定されているとおり、形式的な変更が行われただけである。一見すると、社会福祉事業の位置づけには何の変わりもないように見える。しかし、法律の規定振りはともかく、措置制度ではなくなった以上、事業の実体から“公共性”が失われてしまったことは明らかであろう。もちろん、契約制度による社会福祉事業は、社会福祉法人のもうひとつのメルクマールである“純粋性”のある事業とも言えない。前述のとおり、“純粋性”は、社会福祉事業を営む者が、国や地方公共団体に財政的、管理的援助を仰がず、また、国や地方公共団体から不当な関与を受けないで主体的に事業を行うことが尊重されることを意味するものであった。とすれば、社会福祉法の社会福祉事業の定義において、生計困難者を対象に経済的援助を含む支援を行ったり、無料又は低額な料金で医療・住まいなどを提供したりするといった具体的な制度による費用補填のない事業が列挙されていることから推測されるように、社会福祉法人の“純粋性”を体現するのは、これらの慈善的な事業⁴⁾であろう。契約制度による事業が、それらの事業と異なるものであることは言うまでもない。

結局、社会福祉基礎構造改革によって契約制度に転換した社会福祉事業は、もともと“純粋性”のある事業ではなかったし、さらに“公共性”のある事業でもなくなったのである。その意味では、事業の実施根拠が措置制度から契約制度に転換するのと同時に、その主体である社会福祉法人制度の在り方についても、当然、見直されるべきであった。しかし、社会福祉基礎構造改革の実施で手一杯であったからか、あるいは一部には措置制度も残存し、それらの事業と契約事業を併営する社会福祉法人も存在する以上、法人の在り方を見直すことは事務的に大変だったからか、改革後10年余り経っても、社会福祉法人制度は手つかずのまま今日に至ってしまったのである。私が社会福祉法人制度の見直しを“社会福祉基礎構造改革の忘れ物”と称する所以である⁵⁾。

社会福祉法人の見直しが行われなかった結果、営利法人やNPO法人等の社会福祉事業が課税されるのに、それらの法人とおなじ契約制度下の準市場で社会福祉事業を行う社会福祉法人が非課税であることの説明は極めて難しくなってしまった。

3. 公益法人制度・医療法人制度の見直しによる周辺水位の上昇

このように社会福祉法人が拠って立つ社会福祉事業の実質的性格が大きく変化し、その在り方が問われることになったのとほぼ並行して、隣接する公益法人制度・医療法人制度においても、公益性や社会的必要性を明確化し非営利性を強化するなどの見直しが行われ、それに伴い税制措置の在り方についても必要な整理が行われた。いわば、これらの法人類型の公益性や社会的必要

性についての“周辺水位”が上昇したわけで、その結果、社会福祉法人の公益性や社会的必要性とそれに対応する税制等の在り方についても、これらと整合的な説明を求められることとなってきたのである。

(1) 公益法人制度の改革

明治以来の民法に基づく公益法人制度が改革されて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律による一般社団法人・一般財団法人の制度が設けられ、公証人による定款の認証と登記により設立することが認められるとともに、法人税が課税されることとなったが、これらの法人のうち、公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律に基づき、行政庁によって公益性があると認定されたものは公益社団法人・公益財団法人として法人税は非課税扱いとされた。従来、社会福祉法人は特別の公益法人とされてきたのであるから、当然、この公益法人制度改革の内容との均衡・整合が求められることとなる。

行政庁が行う公益認定の基準としては、公益目的事業を行うことを主たる目的とすること、公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎および技術的能力を有すること、そのほか法人の組織・経理等に関し公益性を担保するために必要な項目として全部で18の項目が定められている。ここでいう公益目的事業とは、学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとされており、別表ではその他政令で定める項目を含め23項目が列挙されているが、そこには社会福祉事業とも重なるように見える、次のような項目も含まれている。

- 3 障害者もしくは生活困窮者または事故、災害もしくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 7 児童または青少年の健全な育成を目的とする事業

以上に見るとおり、公益社団・公益財団法人の主たる事業とされる公益目的事業の範囲はかなり幅広い。“慈善”も含まれるので、社会福祉事業のなかには公益目的事業に該当するものがあるであろうが、それに限定されるわけではない。例えば、公益目的事業とされる「高齢者の福祉の増進を目的とする」事業は、高齢者を対象とする社会福祉事業と一致するものではなく、それとは別の範疇のものと理解すべきであろう。公益社団・公益財団法人が法人税非課税とされることを踏まえ、これを税制に引き付けて考えれば、慈善に関する事業も含めてこれらの公益目的事業は法人税非課税を認めるための最低限の公益性ラインを示すものであり、“慈善”に関する事業と高齢者の福祉の増進を目的とする事業などが同列であることを意味するものではないのである。

また、社会福祉法人は法人税のみならず、その社会福祉事業に要する資産の固定資産税も非課税であることを考えると、法人税非課税の公益性ラインより高い、固定資産税非課税に値する(地方行財政の観点に立つ)公益性あるいは社会的必要性のラインがあり、社会福祉法人が現行の法人税・固定資産税の非課税扱いに値するというためには、後者のラインを超える公益性あるいは

社会的必要性がなければならないということになる。だが、社会福祉基礎構造改革後の社会福祉法人の行っている社会福祉事業に本当にこのラインを超える公益性あるいは社会的必要性があると言えるだろうか。この点でヒントを与えてくれるのが、社会医療法人制度の創設である。

(2) 医療法人制度の改革

従来、医療法人は法律上配当禁止とされ非営利法人という位置づけであったが、運用では持ち分が認められていたことから、非営利性を徹底するため、2007年の医療法改正で新規設立の医療法人は、配当のありえない財団と持分のない社団に限定（既設の社団医療法人は自主的に持分のない社団に移行）するという改正が行われ、法人税軽減も維持された。

また、この改革に併せて特別医療法人制度が廃止され、代わりに社会医療法人制度が創設された。この社会医療法人は、一般の医療法人のうち、医療法の救急医療等確保事業（救急・災害・僻地・周産期・小児、後に精神も追加）を行い、かつ、一定の組織要件を満たすものとして都道府県知事の認定を受けたものであり、一般の医療法人より広範な収益業務の実施と社会医療法人債の発行ができるほか、税制面でも法人税が非課税となるとともに、救急医療等確保事業のための固定資産は固定資産税も非課税という優遇措置が講じられた。また、残余財産も社会福祉法人並みに最終的には国庫に帰属するという扱いとされている。

社会医療法人が、このように社会福祉法人とほぼ同じ扱いを受けるのはなぜだろうか。救急医療等確保事業が地域にとって重要であるのなら、診療報酬の上乗せにより対応できるのではないかという考え方もある。だが、実際は診療報酬の上乗せを行うことは、保険料のほか患者負担も上がることとなり、特に地方にとっては現実的な選択肢とは言えない。そこで診療報酬だけではカバーしにくい救急医療等確保事業の財源を確保するため、一般の医療法人より広範な収益業務の実施および社会医療法人債の発行が認められたことに加え、法人税と救急医療等確保事業の用に供する固定資産の固定資産税が非課税扱いとされたのである。すなわち、救急医療等確保事業を行う社会医療法人は、医師等の確保難といった地域の医療事情のなかで、医療保険制度による診療報酬対象の契約事業であるにもかかわらず⁶⁾、地域医療を守るという政策的観点から、法人税非課税に加えて（地方税である）固定資産税の非課税ラインを超える“特別の社会的必要性”があると認められたものと考えられる。

では、この考え方を社会福祉法人に当てはめて考えることはできるだろうか。つまり、契約制度下の社会福祉事業のなかに救急医療等確保事業と同程度の“特別の社会的必要性”があるものがあるかということである。また、仮にそういう事業があるとして、契約制度下で競合する多様な法人類型のなかで、その主体を社会福祉法人に限定することができるだろうか。だが、多種多様な社会福祉事業のなかで救急医療等確保事業と並ぶような“特別の社会的必要性”があると言えるものを取り出すことはおそらく困難であろう。そういう事業があったとしても多様な法人類型のなかで社会福祉法人が行う事業のみを特別扱いする根拠を見つけることも難しそうである。

とすれば、社会福祉法人はどのような事業を行えば、法人税非課税ライン以上の固定資産税非課

税に値する“公益性”あるいは“特別の社会的必要性”のラインを超えることができるだろうか。

4. 社会福祉法人の進むべき道

現在、社会福祉法人は、既存制度に安住し、税制優遇を受けたり内部留保を貯め込んだりしているという一般的イメージで受け止められている。先般の社会保障改革国民会議報告でも「社会福祉法人は、～非課税扱いとされていることにふさわしい、国家や地域への貢献が求められており、低所得者の住まいや生活支援などに積極的に取り組んでいくことが求められている⁽⁷⁾」とされているとおりである。

では、社会福祉法人が固定資産税も含めて非課税扱いとされていることにふさわしい、積極的に行うべき取り組みとは何であろうか。一部に残っている措置制度や生活保護の事業はともかく、前述のとおり、準市場化された契約制度による事業の全部または一部について固定資産税までも含む非課税に値する“公益性”もしくは“特別の社会的必要性”のラインを超えるという説明は困難であるとすれば、非課税に値する高い公益性は、契約制度による社会福祉事業にではなく、制度による費用補填のない社会福祉事業を行うことに求めるほかないだろう。社会福祉法人制度創設の際、その性格のひとつとして掲げられた“純粋性”のある事業、すなわち“慈善的事业”である。具体的には、まず、社会福祉法 2 条 2 項または 3 項に列挙されている社会福祉事業⁽⁸⁾のうち、制度による費用補填のない事業を行うことである。現に社会福祉法に規定されている社会福祉事業のうち、“慈善的事业”と考えられるのは、次のようなものである。これらは3つの類型に分けて考えることができる。

i) 生計困難者に対する生活相談支援事業

- ・生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業〈社会福祉法 2 条 3 項 1 号〉

ii) 生計困難者に無料又は低額でサービスを利用させる事業

- ・無料又は低額な料金で生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業〈同法 2 条 2 項 1 号後段〉
- ・授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業〈同法 2 条 2 項 7 号〉
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業〈同法 2 条 3 項 8 号〉
- ・隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他のその近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）〈同法 2 条 3 項 11 号〉
- ・福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用

の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)〈同法 2 条 3 項 12 号〉

iii) 生計困難者のために制度事業の利用者負担を減免する事業

- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業〈同法 2 条 3 項 9 号〉
- ・生計困難者のために、無料又は低額な料金で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業〈同法 2 条 3 項 10 号〉

このうち、i) の生計困難者に対する相談援助事業を行っている先進的事例が、大阪府社会福祉協議会(老人施設部会)が各社会福祉法人との共同事業として 2004 年から取り組んでいる「生活困窮者レスキュー事業(社会貢献事業)」である。この事業は、老人施設部会加入の各社会福祉法人が社会福祉法 2 条 3 項 1 号の事業を定款に掲げた上で、施設配置の CSW(Community Social Worker) と府社協所属の社会貢献支援員の積極的なアウトリーチ活動により総合的な生活相談に応じるとともに、必要があれば各法人が拠出した基金から簡易迅速な手続きにより緊急の経済的援助も行うというものである。この事業は、契約制度による事業を行っている社会福祉法人がその人的物的資源を活用しつつ、経済的援助などの主な原資は、行政からの補助金などではなく、各社会福祉法人が契約制度による事業から得た収益のなかから拠出した財源を中心としており、両事業を一体的に捉えられるものであるところから、契約制度による事業を行う社会福祉法人が取り組む“慈善的事業”にふさわしいものと考えられる。実際、行政の制度や施策では十分な対応ができない問題を抱える生活困難者に対し、ソーシャルワークの手法を駆使し、必要な支援を行う本事業は、民間事業者としての社会福祉法人だからできる、社会福祉の原点を踏まえた先駆的事業として高く評価されている。大阪府社協で始まった本事業は、神奈川県社会福祉法人経営者協議会も同様の取組みに着手するなど、全国的にも広がる気配を見せている。

ii) の生計困難者のために必要なサービスを無料又は低額の料金で利用させる事業も、民間社会事業の伝統に根差したものであるが、生活保護制度や他の公的な福祉制度の充実により、現在のところ、組織的に行われている事例はほとんど見受けられない。

iii) の生計困難者のために契約制度の事業における利用者負担を減免する事業のうち、無料低額診療事業は、国民皆保険以前は無保険者に対して医療サービスを提供する ii) の事業であったが、皆保険達成後は患者負担を減免する形で行われており、その部分を含む事業全体が社会福祉事業とされている。無料低額老健施設事業も、老人保健施設の創設の際、その経営主体に社会福祉法人も含めるねらいで無料低額診療事業に倣って社会福祉事業に加えられたものである。これと同様に、生計困難者のために、無料又は低額な料金で介護保険法に規定する介護老人福祉施設を利用させる事業や居宅サービス又は地域密着型サービスを利用させる事業を社会福祉事業に追加することも考えられる。近年、医療保険や介護保険において利用者負担が増やされつつあるが、無料低額事業による利用者負担の軽減措置はそれらの保険制度を支える役割を果たしているものと評価することができる。ただ、現在の無料低額事業では、運用上、利用者負担の減免を利用者数の 10%以上・負担額の 10%以上(全体費用の 1%)について行うことが要件とされているが、利用者負担の減免をどのような対象にどの程度まで行えば全体として慈善的な社会福

社事業となるかは、定義上、明確であるとは言い難い。また、応能制の利用者負担となっている障害者福祉サービスや保育サービスにおいては、この利用者負担の減免事業自体が制度上成り立たないことにも注意が必要である。

以上のように慈善的な性格をもつ社会福祉事業には意味合いの異なる様々なものがあるが、社会福祉法人が、非課税措置に値すると認められるためには、前述のとおり、これらの慈善的事業に積極的に取り組むことが求められる。そのなかでも、契約制度の事業を行っているすべての社会福祉法人を通じて取組み可能な事業は、i) 又は ii) の事業である。契約事業のための資源とそこから得られる収益を財源としてこれらの事業を行う場合は、全体を一体的なものとして捉えて、非課税扱いとすることが考えられる。iii) の事業に取り組むこと自体は大いに推奨されるべきであるが、前述のような問題があることを考えると、すべての法人が安定的に取り組むべき事業とは言い難い。i) または ii) の事業のいずれかとなれば、まずは i) の事業について、大阪府社協のように都道府県社協と各社会福祉法人との共同事業という形で取り組むことが、すべての契約制度の事業を行う社会福祉法人の参加を促すことも容易であり、現実的な選択であろう。それにより、社会福祉基礎構造改革後における社会福祉法人を非課税措置に値する存在として広く社会的にアピールできるであろうし、さらに ii) の事業も含め、それぞれの社会福祉法人が地域の実情に応じた一層の社会貢献を行うことを展望できる地平も見えて来るに違いない。社会福祉法人の活動がそのような段階に到達すれば、戦後、一貫して“公共性”のなかで生きて来た社会福祉法人が、自発的で創意あふれる事業の主体として、大いに民間社会事業らしい“純粋性”を發揮する時代が来るだろう。

おわりに

岐路に立たされている社会福祉法人ではあるが、その有する人的物的資源を活用して、民間社会事業らしい“純粋性”のある事業に取り組むことにより、まだ、非課税扱いに値する法人類型として社会的存在意義を主張する道は残されている。逆に言えば、このような道を選ぶことなく、契約制度の事業のみに専念する社会福祉法人は課税対象となっても当然だと言われるに違いない。そう言われても、社会福祉法人関係者は反論できないだろう。早急な社会福祉法人制度の見直し求められる所以である。

- (1) 準市場 = サービス利用者が一定の要件を備えたサービス提供者から公定（上限）価格によりサービスを購入する市場（サービス費用の公的なファイナンス制度で採用される方法の1つ）。
- (2) 社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的とする（社会福祉法 22 条）ことから、“公益性”があるという見解は、在宅サービスを中心とする社会福祉事業に営利企業の参入を認めている以上、当該分野に関する限り、今日では成り立たない。社会福祉法人は、非営利法人であることに変わりはないものの、営利企業も参入する市場化制度により公益法人たる根拠が大きく減殺されたのである。
- (3) 公的責任による社会福祉という憲法 25 条 2 項の要請にこたえつつ、行政庁が自らサービスを提供（措置）すること

に代えて認められたのが、社会福祉法人に対する措置の委託であった。その際、憲法 89 条の趣旨にかんがみ、社会福祉法人が公の支配に属することも強調された。

- (4) 「…慈善又は博愛の事業とは、一般に仁慈の名で呼ばれる道徳上の理念に基づき人の精神的、肉体的ないし物質的な欠乏を自己の負担により直接充足することを目的とする事業…」(『法制局意見年報第 1 巻(昭和 27 年度)』)。したがって措置制度による事業であっても、制度により費用が保障されるのであるから、これを慈善(または博愛)の事業とは言えないのである。
- (5) 社会福祉基礎構造改革の忘れ物は、社会福祉法人制度のほか、社会福祉サービスの管理体制(施設長の専門職化)などがある。サービスの実施者は、措置制度から契約制度への転換により、行政庁の受託者からサービスの提供主体へと変わって、当然、その管理責任の体制を明確にしなければならないからである。
- (6) 救急医療等確保事業の実施は、医療保険の診療報酬による対応が理論的には可能である以上、それに“公益性”があるとは言い難い。政策的に“特別の社会的必要性”があるとして、税制上の優遇措置が認められたというべきであろう。
- (7) ここで「国家」とあるのは「国民」あるいは「社会」の、「住まいや生活支援」とあるのは「生活支援や住まい」の誤植ではないかと一瞬、疑ってしまった。社会福祉法人は国家というより、国民や社会、もっと言えば住民や地域社会のために存在するというべきであり、社会福祉法人の役割としては住まいの確保も大事だが生活支援の方がよりベーシックで一般的だからである。
- (8) 社会福祉法人には、付带的に“公益事業”として様々な事業を行っているものがある。それらのなかには地域のニーズに積極的に応えている事業もあり、多くは公益認定基準における公益目的事業には当たるであろうが、社会福祉法人として非課税に値する存在意義を主張するとしたら、やはり、それは社会福祉法人本来の事業である社会福祉事業(=より高い公益性が認められる慈善的事業)の実施に求めるべきであろう。もちろん社会福祉法を改正して、現に“公益事業”として付带的に行われているもののうち、社会福祉事業に該当するものをそれに追加することがあってもよい。